

各務原市都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく認定等に係る事務処理要綱

(平成24年12月4日決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号。以下「法」という。)、都市の低炭素化の促進に関する法律施行令(平成24年政令第286号。以下「令」という。)及び都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則(平成24年国土交通省令第86号。以下「省令」という。)に基づき、低炭素建築物新築等計画の認定等の事務を行うに当たり必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、法、令及び省令の定めるところによる。

(市長が定めた機関による技術的審査)

第3条 法第53条第1項又は法第55条第1項の規定による認定の申請をしようとする者(以下「申請者」という。)は、当該申請を行う前に、低炭素建築物新築等計画が法第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることについて、市長が別に定める機関(以下「市長が定めた機関」という。)による技術的審査を受けることができる。

2 市長が定めた機関は、前項の技術的審査の結果、低炭素建築物新築等計画が法第54条第1項各号に掲げる基準に適合すると認めた場合にあっては、適合していることを証する書類(以下「適合証」という。)を当該申請者に交付するものとする。

(市長が必要と認める図書)

第4条 省令第41条第1項に規定する市長が必要と認める図書は、次に掲げるものとする。

- (1) 前条の規定により市長が定めた機関による技術的審査を受けた場合にあっては、当該市長が定めた機関が交付する適合証
- (2) 建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準(平成24年経済産業省・国土交通省・環境省告示第119号。以下「低炭素化の基準告示」という。)Ⅱの第1の6に該当する場合にあっては、前号の適合証を添付する場合を除き、住宅の品質の確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号。以下「品確法」という。)第5条第1項に規定する住宅性能評価書の写し又は品確法第44条第3項に規定する登録住宅型式性能認定等機関が交付する住宅型式性能認定書の写し
- (3) 低炭素化の基準告示Ⅰの第2の1-3に規定する基準の審査に当たり、低炭素化の基準告示Ⅰの第2の1-2(2)に基づき国土交通大臣が認めた場合にあっては、

ては、当該基準に適合する旨の認定書等の写し

- (4) 都市の低炭素化の促進に関する基本的な方針（平成24年経済産業省・国土交通省・環境省告示第118号）4の(2)③の規定による都市の緑地の保全への配慮に係る制限等を有する地域における場合にあっては、その制限等に適合する旨の証明書等

(市長が不要と認める図書)

第5条 省令第41条第3項に規定する市長が不要と認める図書は、次に掲げるものとする。

- (1) 前条第2号の住宅性能評価書の写し又は住宅型式性能認定書の写しを添えたものにあつては、当該住宅性能に係る基準に適合することの確認のため必要と認める図書

- (2) 前条第3号の認定書等の写しを添えたものにあつては、当該基準に適合することの確認のため必要と認める図書

(建築確認申請書等)

第6条 申請者は、法第54条第2項の規定に基づく申出をする場合（法第55条第2項の規定により準用する場合を含む。以下同じ。）は、計画通知取扱申請書（様式第1号）を添付するものとする。

- 2 法第54条第2項の規定に基づき提出する建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の確認の申請書は、正本1通及び副本1通（同法第6条第5項に規定する構造計算適合性判定（以下「構造計算適合性判定」という。）に準じた審査を要する場合においては、正本1通及び副本2通）とする。

- 3 構造計算適合性判定に準じた審査を要する場合においては、省令第41条第1項に規定する申請書の副本2通を添付する。

(計画通知)

第7条 市長は、計画通知取扱申請書を受理したときは、低炭素建築物新築等計画に低炭素建築物新築等計画通知書（様式第2号）を添付し建築主事に通知するものとする。

(構造計算適合性判定に準じた審査の実施等)

第8条 市長は、前条の規定による通知をした建築物に構造計算適合性判定を要する建築物が含まれている場合には、構造計算適合性判定に準じた審査を行うものとする。

- 2 市長は、前項の審査を、建築基準法第77条の35の5第1項に規定する指定構造計算適合性判定機関に委託し、又は建築主事に行わせることができる。

- 3 市長は、第1項の審査を行った場合は、前条の規定による通知に構造計算適合性

判定に準じた審査の結果の写しを添付するものとする。

(適合するかどうか判断できない旨の通知)

第9条 市長は、申請に係る低炭素建築物新築等計画が法第54条第1項各号に掲げる基準に適合するかどうか判断できない場合又は同条第4項において準用する建築基準法第18条第12項の規定による適合するかどうかを決定できない旨の通知書の交付を受けた場合は、適合するかどうか判断できない旨の通知書(様式第3号)により当該申請者へ通知するものとする。

(認定しない旨の通知)

第10条 市長は、申請に係る低炭素建築物新築等計画が法第54条第1項各号に掲げる基準に適合しないと認めた場合又は同条第4項において準用する建築基準法第18条第12項の規定による適合しない旨の通知書の交付を受けた場合は、認定しない旨の通知書(様式第4号)により当該申請者へ通知するものとする。

(計画変更届)

第11条 法第54条第1項(法第55条第2項において準用する場合を含む。)の規定による認定を受けた者(以下「認定建築主」という。)は、法第54条第1項の規定による認定を受けた低炭素建築物新築等計画(以下「認定低炭素建築物新築等計画」という。)の変更(省令第44条各号に掲げる軽微な変更に限る。)をする場合は、当該計画変更に係る工事に着手する前に、低炭素建築物新築等計画変更届(様式第5号)の正本1通及び副本1通に当該変更に係る図書を添えて市長に提出するものとする。

(申請の取下届)

第12条 申請者が当該申請を取り下げる場合は、低炭素建築物新築等計画認定等申請取下届(様式第6号)の正本1通及び副本1通を市長に提出するものとする。

2 前項の場合において、低炭素建築物新築等計画認定申請書の正本及びその添付図書は返却しないものとする。

(建築工事完了報告書)

第13条 認定建築主は、申請に係る建築物の建築工事を完了したときは、認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の建築工事が完了した旨の報告書(様式第7号)により、認定低炭素建築物新築等計画に従って工事が行われた旨を市長に報告するものとする。

2 前項の規定による報告には、建築基準法第6条第1項又は同法第6条の2第1項の規定による確認済証を受けた場合は、同法第7条5項又は同法第7条の2第5項に規定する検査済証の写しを添付するものとし、必要に応じ工事写真を添付するものとする。

(認定建築主変更等届)

第14条 次に掲げる者は、認定建築主変更等届(様式第8号)の正本1通及び副本1通を市長に提出するものとする。

(1) 認定建築主の一般承継人

(2) 認定建築主から、認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の所有権その他建築及び維持保全に必要な権限を取得した者

(報告の徴収)

第15条 法第56条の規定による報告の徴収は、報告を求める旨の通知書(様式第9号)により行うこととする。

(改善命令)

第16条 法第57条の規定による改善命令は、改善命令書(様式第10号)により行うこととする。

(建築取りやめ申出書)

第17条 認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の建築を取りやめる旨の申出は、認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の建築を取りやめる旨の申出書(様式第11号)により行うものとし、省令第43条第1項の規定による認定通知書を添付するものとする。

(認定の取消し)

第18条 法第58条の規定による低炭素建築物新築等計画の認定の取消しの通知は、認定取消通知書(様式第12号)により行うこととする。

附 則

この要綱は、平成24年12月4日から施行する。